

分科会出版規定ならびに特別出版規定

英米文化学会は、分科会活動を学会の重要な機能として位置づけており、分科会での研究成果を世にとうことに重点をおいている。本規定は、分科会による出版物の出版費用について以下のように規定する。この規定は、学会外部の機関、法人などからの、分科会に対する出版補助プログラム（特別出版と呼ぶ）についても、適用されるものとする。

< 出版までの手続き >

1．出版計画書の提出

分科会は、出版希望が生じた場合に、分科会担当理事を経由して、理事会に出版計画書を提出するものとする。計画書は、表題案、章立て、などの希望する書籍の概略の書誌事項に加え、執筆計画を提出するものとする。

2．資格

分科会出版による執筆者は、すべてが当該年度までの会費を完納している英米文化学会会員でなければならない。

3．承認

理事会は、出版計画書が提出された場合には、出版の可否を速やかに審議して、分科会担当理事を経由して回答するものとする。その際には、出版計画について修正を求めることができる。

4．出版社の選定

当出版規定による出版物の出版元の決定権は、理事会にあるものとする。ただし、理事会が著者グループからの希望を聴取することも可能とする。

5．出版補助

原稿がすべて理事会に提出された後、理事会は出版の可否について審査を行い、修正などを指示することができる。本規定により、理事会が出版を認めた出版物については、学会が資金援助を行う。援助の規模は、出版総額の80パーセントを越えない金額とする。援助の形態については、理事会の決定事項とする。

6．著作権

出版物の著作権は英米文化学会に帰属する。ただし、理事会の承認を受けて、転載などを許可する場合がある。出版物の販売益が生じた場合には、その収入の用途については、理事会の決定が優先される。

7．執筆者負担金

執筆者は、分科会担当理事との協議により、一定の金額を拠出し、出版費用

を負担するものとする。

8 . 例外条項

上記以外の案件が生じた場合は、理事会の判断が優先する。

上記の規定は、平成 17 年 4 月 1 日より発効する